

	令和7年度第3回白井市男女共同参画推進会議
1 開催日時	令和7年11月10日（月）午後6時30分から8時30分まで
2 開催場所	白井市役所東庁舎1階 会議室101
3 議題	(1) 現状と課題のまとめについて (2) 目指すべき将来像について (3) 既存事業の整理方法等について (4) 施策の体系図(案)について (5) 計画に位置付ける事業(案)について
4 資料	(1) 本市を取り巻く状況及び課題 (2) 次期計画の目指す姿について (3) 現行計画実施事業の次期計画への整理イメージ図 (4) 現行計画 実施事業 (5) 体系図(案) (6) 次期計画に位置付ける事業(案)
6 出席者	市川 温子会長、北川 慶子副会長、稲葉 知恵子副会長、 海老原 賢司委員、遠藤 孝博委員、小田川 長委員、 加藤 美香委員、北村まい委員、工藤 龍郎委員、 鈴木 孝委員、塚原 幸恵委員、増田 道恵委員、 三輪 ゆうり委員
7 欠席者	村田 安彦委員
8 事務局	市民環境経済部 今井部長 市民活動支援課 元田課長 石田係長 宮本主任主事
9 コンサルタント	(株) ジャパンインターナショナル総合研究所

○事務局

では、令和7年度第3回白井市男女共同参画推進会議を始めます。皆様におかれましては、お忙しい中ご出席いただき、ありがとうございます。

会議の開催にあたりまして、会長より一言ごあいさつをお願いいたします。

○会長

皆様、こんばんは。お忙しい時間にお集まりくださいましてありがとうございます。世の中、だいぶ女性が活躍するようになったと、先頃のニュースを見ながら思っております。この間も、広島県で女性の知事が誕生しました。あらゆる場面で女性が意見をする機会があると、男性の思考だけではなく女性の思考も入れることができますので、そういう形が一番望ましいと思っているこの頃です。

では、本日はとてもたくさんの議題がありますので、よろしくお願ひします。

○事務局

ありがとうございました。本日の出席委員は14名中13名で過半数を超えておりますので、白井市附属機関条例第6条第2項の規定により、会議は成立することを報告いたします。なお、白井市審議会等の会議の公開に関する指針により、審議会等の会議は公開を原則としておりますのでご了承ください。

それでは、議事進行は、白井市附属機関条例第6条第1項の規定により、会長が会議の議長を務めることとなっておりますので、会長、よろしくお願ひいたします。

○会長

議事を進めてまいります。今日は5つの議題がございます。円滑な議事進行について皆様のご協力をよろしくお願ひいたします。

はじめに、議題1「現状と課題のまとめについて」、事務局から説明をお願いします。

○事務局

議題1「現状と課題のまとめについて」、事務局から説明をいたします。次期計画の素案である資料1をご覧ください。現状と課題のまとめについては、第1回と第2回の会議において皆様にお示しいたしました内容について、計画書として案にまとめたものとなっております。既にご説明した内容のため新たな内容はありません。なお、こちらはあくまで案であるということを、ご理解いただければ幸いです。

1ページ、「1 男女共同参画を取り巻く状況」については、第1回会議において説明させていただいた内容と同じです。国際社会と日本の状況について文章にしたものです。2ページは、国の動きについて記載したものです。

3ページは、千葉県と白井市の状況について記載したものです。白井市の状況については、今後、これまでの流れが分かるような表を掲載したいと考えております。

4～9ページは、「統計等から見る白井市の現状」です。こちらに関しても、多少の修正等はありますが、基本的に第2回の会議において説明させていただいたものと同じに

なります。

10～29ページは、「アンケート調査から見る現状」について、先ほどの統計等から見る白井市の現状と同様に、前回の会議において説明させていただいた内容と基本的には同じになります。少し違う点といたしましては、例えば11ページ目をご覧ください。前回の会議ではアンケート調査の結果のみの記載でしたが、各事項に総括を追記しています。追記した総括は、下の矢印の部分となっております。なお、調査の結果概要の全体の分量が多いことから、見直しをして、幾つかのアンケートについては今後、簡素化や削除をして分かりやすくさせる予定です。

30ページをご覧ください。こちらはワークショップから見る現状について記載しています。アンケート結果と同様に、主だった意見やその結果から読み取れる現状の総括を記載しています。

31、32ページをご覧ください。こちらは、現行計画において達成できたことの主な成果について、4つの目標ごとに記載しております。こちらに関しましては、31ページの上に「イメージ」と記載されているように、まだ確定した内容ではなく、各課に修正等がないかどうか確認中ですので、こういった形で記載していく予定であるということをご承知おきいただければと思います。

33ページは、現行の計画で設定された数値目標の達成状況を示したもので、前回会議のご提案を踏まえて修正しております。

34ページ以降に関しましては、統計調査・アンケート調査結果、ワークショップ結果、事業評価結果などの現状を分析し、導き出された課題のまとめと、その課題解決に取り組むための今後の方向性について記載しております。

説明は以上です。

○会長

ありがとうございました。たくさんの量を説明していただきましたけれども、何かご意見のある方はございますか。

○●●委員

意見というか、資料の見方についてですが、4ページの下のグラフは、何が何%かということが書いていないと思いました。

○事務局

ありがとうございます。修正します。なおこの円グラフの凡例は上の棒グラフの凡例と同様となります。

○●●委員

分かりました。もう1点ですが、28ページの「ハラスメント・DVについて」の最初のQのグラフですけれども、全体数の表示がないと思いました。ほかのところは、大体、最初に全体の割合が書いてあって、その後に細かくそれぞれの項目に分けて書かれて

いるのですが、ここだけ全体がないのは何か意味があるのでしょうか。

○事務局

お答えさせていただきます。これは、次の回に計画素案のような形でお示ししようと思っているもので、今、仮で載せているものなので、先程と同様に抜けている部分があるかと思います。先程おっしゃったのは、例えば、27ページのグラフには全体数の230という数字があって、割合などが記載されているのに、28ページにはないので、気になられたということだと思いますので、その辺は注視して、次回の会議の時には直した形でお示ししたいと思っております。

○●●委員

最後に1つだけ。前回聞いたかどうか忘れてしまったのですが、30ページのワークショップについて、このワークショップはどういう人たちに募集をかけて、どういう人たちが集まってこういう意見が出たという、前提のところを教えていただけますか。

○事務局

お答えいたします。ワークショップに関しては、募集は白井市在住・在勤の概ね高校生以上を対象としています。周知方法としては、SNSや広報、また市内の小中学校の保護者に向けてLINEを行うなど様々な方法で募集したのですが、参加者は11人となっています。集まられた方の世代は、主に50代以降の方です。

○●●委員

女性だけが対象ですか。

○事務局

男性・女性は問わず募集しており、参加された方に関しても男性・女性ともに参加されています。

○●●委員

分かりました。ありがとうございました。

○会長

ほかに何か気が付かれたこと、ご意見がある方はございませんか。これについては、細かいことにつきましては変更もあるようですので、気付いた方がございましたら事務局にお伝えください。

では、次にいきます。議題2「目指すべき将来像について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

議題2「目指すべき将来像について」について、事務局から説明をいたします。資料2をご覧ください。

次期計画の目指す姿として記載してあるとおり、第6次総合計画の基本理念を男女共同参画の視点から実現するための基本的な考え方となっています。例えば、現行の計画に

おいては、「参考」の表の「第3次計画」に記載してある、「誰もが自分らしく輝ける、誰もがその人らしさを尊重できる、真の男女平等社会の実現」を目指す姿として、様々なことに取り組んできました。次期計画においても、新たに目指す姿を決定するために、委員の皆様に審議していただく必要があります。何もない状態での検討は難しいと考えられるため、これまでの計画の目指す姿を参考として記載しております。目指す姿についてご確認いただきますと、第1次から第3次までは少し表現が変更してある程度で、大きく変更された点はございません。事務局の案として、前半は現行の第3次計画と同様にし、後半は「真の男女平等社会の実現」を、平等ではなく対等なパートナーとしてあらゆる分野に参画していく社会を目指す必要があるために、「男女共同参画社会の実現」と変更しております。皆様にも事前にご依頼いたしましたとおり、何か案がございましたらご提案いただいて、たたき台を踏まえて皆様でご検討いただければと思っております。よろしくお願ひします。説明は以上です。

○会長

ありがとうございます。皆様、何かご意見はございませんか。

○●●委員

今まで第1次、第2次、第3次とあって、たどりながら資料を読み込んで、第3次になると「誰もが」というところが入ってきて、少しずつ具体的なイメージが出てきたという印象がありました。次の計画ではいろいろ細かく、現行計画から統合しているものなどもあって、そこも見ていくと、いろいろな場面でそれが活かされるといいという思いがありましたので、この「目指す姿（案）」に、例えば「様々な場面で」とか、そういったことが入るといいのではないかと思いました。最初は「どんな場面でも」と思ったのですけれども、全ての場面は難しいと思うので、「計画に沿った様々な場面で誰もが輝き」などとして、「男女共同参画社会の実現」という形に流れとしてなっていくようなイメージがありましたので、意見としてそんなことを思いました。

○会長

ありがとうございます。最初に「様々な場面で」を入れるとさらに良いのではないかというご意見でよろしいですかね。ほかにどなたか、何かすてきな案はありませんか。

○●●委員

発言してもよろしいでしょうか。

○会長

●●委員、お願ひします。

○●●委員

よろしくお願ひします。用語の使い方なのですけれども、「男女共同参画社会」というのがどうしても、ほかもそうなのですけれども、性的マイノリティなども含んだ「ジェンダー」という言い方のほうがいいのではないかという感じがしました。例えば、この

前半部分の「誰もが自分らしく輝ける、誰もがその人らしさを尊重できる」という部分はとてもすてきなフレーズなのでそのまま出して、後半の「男女共同参画社会の実現」のところを、例えば「ジェンダー平等と多様性が根付く社会」とか、「多様な生き方を受け入れられる社会」、あるいは「多様性を尊重する社会」など、男女だけを強調しないほうがいいのではないかという印象を持っております。よろしくお願ひします。

○会長

ありがとうございます。最初の頃に比べると、本当に多様性とかマイノリティとか、いろいろなものを含むような形のものに変わってきてる現実はあるのですけれども、この最後の次期計画のところで、「男女共同参画社会」というところを男女だけではなくという意味合いで、どれが一番良かったのか……

ほかにご意見はございませんか。いろいろな考え方、いろいろなご意見をいただいて、より良いものを提示したいと思いますので、ご協力をよろしくお願ひします。

○●●委員

では、目指す姿というか、白井市に住んで目指す姿なのですけれども、まとめてはいなのですけれども、この白井市で生活をするにあたり、集団生活を通じて、協調性を考えて、ルールを守り、豊かな感情で、社会生活が正しく送れる、笑顔がある生活をして、最期を迎える人生がいいと思っています。そのためのあるべき姿というのは、簡単に「誰もが」ではなく、白井市のL G B T Q⁺を含む市民がその人らしさを尊重できる社会を……

○会長

特筆してL G B T Q⁺をということですか。

○●●委員

全部ですよね。なぜなら、「誰もが」よりも、一般的な市民の方だけでなく、最近よく聞かれるようになったL G B T Q⁺という言葉を含んだほうが、そういう方が尊重されるように感じると思います。なつたら、「誰もが」ではぼやっとしていて、はっきりとこの人のことだと分からぬと思うので、それぞれの人に伝えるためには必要ではないかと思います。

○会長

ということは、男性も女性もL G B T Q⁺の人もと、並列で打ち出したほうがいいということですか。

○●●委員

目指す姿にそういう言葉を使った日本の市町村があるかどうか分からぬですが。

○会長

では、●●委員、お願ひします。

○●●委員

今伺っていて、皆様の意見はそれぞれなるほどと思いましたが、こういうときには普通は、まず理念があって、理念プラス行動があって、そして「何を」というような目標があるというような作り方でしていくと思います。それで、最初のところはいいと思いますし、理念も「誰もが輝ける」ということがあります。それは自己決定と尊厳の保障のような意味だと思いますので、それは理念的に非常にいいと思います。それから、「誰もがその人らしさを尊重できる」ということは、相互尊重と連携と言いましょうか、支え合うというようなことで、それも一歩進んだと先ほどお話がありましたように、非常にいいと思います。最後は「男女共同参画社会の実現」ということで、「男女」が入っており、男女共同参画という言葉についていろいろ議論もあるだろうということだと思います。

ここで、社会といつても広い中で、どこを指すのかというと、白井市でございますよね。ですから、私だけの意見ではございますけれども、もうはっきり、こういったようなことが実現できるような白井市とか、あるいは、こういうことができる白井市の実現というふうにしても、身近に考えられるのではないかという気がいたしました。具体的な案はございませんけれども、そういう考え方と、それから、皆様方の意見を聞いていてなるほどと思ったところを申し上げた次第でございます。

○会長

ありがとうございます。白井市でやることだから「白井市」を入れたほうがいいのではないかということですね。

それでは、●●委員、お願ひします。

○●●委員

まだ、男女共同参画の枠組みをいまひとつきちんと捉えていないのかもしれません、いろいろ資料を見させていただいて前から思っていたのが、この会は、今、DV被害に遭っている方や家庭内の役割分担とか、ジェンダーなどでいろいろ悩んでいる方たちを、なるべくそういう困っている方に手を差し伸べるような計画を作ることが目的なのだろうと思ったのですけれども、最初は補助輪を付けて、その時にはいろいろ相談に乗る場所などをつくって支援をしていくけれど、最終的には個人で自立していただくことが1番の目標なのではないかと思ったので、もし可能であれば、「自立」という言葉を1つ入れてみてもいいのではないかと思いました。

○会長

ありがとうございます。皆が自立できる社会を目指す白井市……どのように言葉をつなげたらいいのか分かりませんけれども、今、いろいろな方が意見を言ってくださいました案を、板書をしていただきました。まだほかに意見をお持ちの方がいらっしゃいましたら、ぜひとも今のうちにご意見を述べてください。もしなければ、この出された中で、

皆さんで練っていきたいと思います。よろしいですか。

では、最初に言われたのは、このままの形で、最初に「様々な場面で」を入れて、「様々な場面で誰もが自分らしく輝ける、誰もがその人らしさを尊重できる、男女共同参画社会の実現」というものが1番目のご意見でした。2つ目は、後ろのほうの「男女共同参画社会の実現」というところを変えたほうがいいということで、「誰もが自分らしく輝ける、誰もがその人らしさを尊重できる、ジェンダー平等と多様性が根付く社会の実現」。3つ目が、これも後ろのほうを変えるということで、「誰もが自分らしく輝ける、誰もがその人らしさを尊重できる、多様性を尊重する社会の実現」でよろしいですか。4つ目が、今、●●委員が言ってくださったものですが、どれに付けたらいいのでしょうか。

○事務局

「社会」の部分を「白井市」にというようなご発言の趣旨だったように記憶しております。前の部分は皆様の議論で決めていただいて、最後を「社会」ではなく「白井市の実現」のような形でまとめるという案でよろしいでしょうか。「男女共同参画」もセットでということでしょうか。

○●●委員

私が申し上げたのは、「男女共同参画社会」はもう取ってもいいのでなはいかと思ったのです。前のほうの理念もみんな同じような意味になりますので、「誰もがその人らしさを尊重できる白井市の実現」とすれば、少し短くなると思いました。

○会長

分かりました。ありがとうございます。では、●●委員のご意見としては、「誰もが自分らしく輝ける、誰もがその人らしさを尊重できる、白井市の実現」という形を提案してくださいました。

最後の意見は、目標の中に「自立」という言葉を入れたいとのことでしたが、どのような形で入れますか。

○事務局

自立という趣旨やイメージが入っていればいいということでしょうか。

○●●委員

そうです。そこに向かって支えますというような。

○事務局

あと1点。「様々な場面で」というのは、別にほかのものを排除しなくてもそういう観点がという話であれば、このままでこれに付けてもいいのではないかと思うので、今の話は、男女共同参画社会の実現についてはどうしようかという話だと思うのですけれど、「様々な場面」というのはあってもいいと思いますし、除いてもいいと思いますので、まずそこの部分を決めていただくとよろしいかと思います。

○会長

そうですね。あと、先ほど、「誰も」というのがぼやけるので、具体的に男と女なのか、どう区別したらいいのか、L G B T Q⁺などをそれぞれ単体で出したほうが分かりやすいのかというご意見もございました。

では、挙手のありました●●委員、お願ひします。

○●●委員

今出された意見について、私も2つ気になったことがあります。今、お話にあった、

「誰もが」というところについては、まだ先の話になりますが、資料5の基本目標の3つのテーマを考えることも宿題だったと思うのですけれども、そこを考えたときに、「誰もが」がここにも入っていて、私もこれは誰なのだろうと感じたので、●●委員と同様に、「誰もが」というのは誰なのだろうなと思いました。そこで、その3つのところに「誰もが」が重ならないように別々にすれば、それがこちらの、今お話ししている次期計画の目指す姿全体の一言の「誰もが」ということを、基本目標の3つの中で少しずつ言葉を変えたら、それがどなたなのかというふうに少し色分けができるのではないかと考えました。結論になっていませんが、同じように違和感をもち、私がたどり着いた考えの1つです。

もう1つは、●●委員がおっしゃったように、男女共同参画という言葉ではなくて、違う言葉を使った方がいいのではないかと思いました。自分では具体的に考えてこなかつたのですけれども、そのように感じたので、「ジェンダー平等と多様性が根付く」というように、ジェンダー平等と多様性というところが入るといいと感じました。

○会長

ありがとうございます。どうしましょうか。私の感想としては、まず、この目標とする言葉があまり長過ぎるのもどうかと感じるので、簡潔な形にできると一番いいのではないかと思っています。そういう意味で、まず、皆さん気が気になっているところは、「男女共同参画社会の実現」の「男女共同参画」というところを、今は男女だけではないという部分に広げたいという思いが皆さんの中にあるように思うのですけれども、その表現をどのようにするかを考えていくてはどうかと思っています。

○●●委員

すみません。

○会長

はい。●●委員、お願ひします。

○●●委員

男女という言葉で分けてしまうと、50%・50%という目標なのですか。具体的に、例えば育児であれば、今、7割は女性、3割は男性とかです。そういうものを50%・50%にしたいのですか。

○事務局

50%・50%という形は理想かもしれません、それぞれ家庭の事情は異なることから誰かに偏った育児になるのではなく、お互いが協力してやっていき、より50%・50%に近付けばよいと考えています。

○●●委員

個人個人が選択したことを各個人が認め合うということですか。それを、結果的に数字に表すのですよね。

○事務局

そういう部分もあると思います。

○●●委員

それと、今まで第1次から第3次までで、評価がばーっと、こうなりましたという結果が評価でAとかBとかCとかあります、それをAにしたいのですか。

○事務局

それは、Aのほうがいいとは思うのですけれども、あくまで結果なので、できた場合もあれば、できなかつた場合もあると思います。ただ、より良くしていこうとする気持ちをきちんと持ってやっていかないといけないと思っています。

○●●委員

白井市として、「白井市はこうやっていきます。そのために皆さん頑張ってください。協力してください」とやった結果がこうでしたというのだったら、分かるかなと思います。

○会長

なかなか、市の意向だけでできる問題でもない部分も多いですね。例えば仕事をしている会社のシステムだったり、それから、家庭内、家族の中での分担の仕方とか、それいろいろな属性の中で、言ってみれば、自分のことを主張したいというときに、主張ばかりしていると融通が利かなかつたりするので、お互いに相手のことを思いやりながら、尊重し合う社会をつくりましょうというのが、この男女共同参画の根底にあります。

今までは、例えば、男性・女性で分けて話すと、男性は会社で仕事で頑張っているので、女性は家の中で家族を守りなさいという社会だったのが、今は女性も男性も働くかなければいけない。でも、例えば子育てや家事のことはまだまだ女性が担う部分が多かったりするので、それを少しずつ変えていかないと、女性も一生懸命仕事をできない部分がでてきた。そうすると、今度は社会的にも賃金の差が出てきたり昇級の差が出てきたりとか、いろいろな差が出てくるので、それを少しでも解消できるようにという社会を目指すための方策を、今、この会議で議論しているところなのです。

それと男女共同参画社会という求める社会としているのですけれども、男女という区分

けを、昔は男・女しかなかったけれども、今はそうでない人たちも認めようという社会の動きになっているので、そういう人たちでない方もみんなそれぞれの社会の中で生きるやり方はどういうものがあるのかという模索をしている最中ですよね。だから、今後の私たちのこの白井市の方針は、それを含めてどのようにしたら一番いいのだろうというところを、この目標にしたいと思っているのですが、いかがですか。

では、●●委員、お願いします。

○●●委員

を目指す姿の基本的なお題目をどうするかという話ですよね。そうであれば、白井市の全ての市民が自分らしく輝ける、その人らしさを尊重できる、思いやりの持てる社会の実現が一番ベストではないかと思います。具体的にLGBTQ⁺や男性・女性などではなく、全ての白井市民の方という考え方であれば、女性も男性もLGBTQ⁺の方も全部含まれるような気がするのですが、あまり長くない、簡潔に内容が分かる文章にしたほうがよろしいような気がいたします。

○会長

「誰もが」の代わりに、「白井市の全ての市民」をそこに入れたら、はっきりと白井市というものが入るので、先ほど、「白井市の実現」と●●委員がおっしゃっていましたけれども、最初に白井市を入れてはどうかという意見が出ました。まとめるのが大変なのですが、どうしましょうか。まず引っ掛かっているところは、「誰もが」なのか、「男女共同参画社会」なのか、そこは両方とも変えたほうがいいですか。どう思われますか。

○●●委員

すみません、よろしいでしょうか。

○会長

はい。●●委員、お願いします。

○●●委員

本当にいろいろな意見が出て、素晴らしいディスカッションになっていると思いますが、その中で、国の中をご覧になったでしょうか。多分、今のものは第5次で、令和2年だったと思いますけれども、国の中は「すべての女性が輝く令和の社会へ」です。令和の初めでしたから、こういったフレーズのスローガンを出しています。結構短くて、はっきり分かりやすいようなものでした。ただし、そこには女性というふうに書いてありますから、今と少し違うだろうとは思いますが、ご紹介までですけれども、国のスローガンはこのように短いものだということをご紹介いたしました。

○会長

ありがとうございます。時代が進んできたので、女性に限らずというのは大いにいいのではないかと私は思うのですが、ただ、先ほども申しましたように、あまり長いものを

持ってきてどうかというところがあるので、なるべく簡潔な形で作るといいのではな
いかと思っています。皆さんはどのように考えられますか。

○●●委員

少し雑かもしませんが、「全ての白井市民のジェンダーと多様性が尊重される社会の
実現」を、大雑把な感じの1つの案として挙げたいと思います。「自立」を入れたかつ
たのですけれども、なしにして大ざっぱにまとめてみました。

○会長

ありがとうございます。

○事務局

いいですか。

○会長

はい、お願ひします。

○事務局

事務局からこういうことを言うのはあまり良くないのかもしれないですが、1点だけ気
になっている点があります。

多様性という表現ですけれども、多様性という概念は、男女共同参画の観点での多様性
は含まれるのですけれども、県の外国人や障がい者を含めた多様性というのはこの計画
の範疇に含まれないので、「多様性」を使うのであればもう少し厳密な意味で、少し限
定した表現にしていただいたほうがよろしいのではないかと思います。便利な言葉で、
イメージとしては良いイメージの言葉ではあるのですけれども、「多様性」では少し広
いように思いますので、前に限定する言葉を使って、○○の多様性とか、そういう形で
あれば問題ないですけれども、マジックワードのような言葉ですので、「多様性」を使
うときには気を付けていただけすると、より分かりやすくなると思いました。絞る意味で
はないのですが、今の話では障がい者の方もこれに含まれるようにも見えるので、障が
い者に関してはまた別の計画があるので、今回のところでは少し厳密な意味で使ったほ
うがよろしいかと思いました。

○●●委員

平成31年度の東大の入学式の祝辞を見ていて、上野千鶴子先生という方が祝辞を行って、この方はフェミニズムで有名な方なのですが、その方がこの祝辞の中で言った言葉
が、「弱者は弱者のままで尊重されることを求める」です。これはすごいと思いました。
弱者はかわいそうだから引き上げてあげましょうなどと思ってしまいますが、今現在、
仕事では女性は男性とは大きく格差があります。でも、その中でも女性は、このままで
いいという人もいるわけです。育児と仕事はすごく男女で格差があつて、でも、それでも
弱者は弱者のままでいいという、全てにおいてそういう考え方もあるから、この素案の中
で、「白井市民の強者も弱者も輝ける、誰もがその人らしさを尊重できる、男女共同

参画社会の実現」など……うまく言えないのですが、言いたいことは分かりますか。

○会長

先ほど事務局のほうから、障がい者や外国人は多様性の中に含めないという話をされていました。私が勝手に思っていた男女共同参画は、全ての人が暮らしやすいというか、認め合いながらうまく暮らしていく、そういう社会を目指していると思っています。それが障がい者だろうが外国人だろうが、男だろうが女だろうが L G B T Q⁺だろうが、みんながそれぞれ自分らしさを発揮できる、そういう社会をひとくくりで言えば男女共同参画の社会なのではないかと、今までずっとと思っていたのですけれども、事務局は、そうではなくて区割りを男女だけに区切った方がよいのですか。

○事務局

お答えします。男女共同参画社会というのは確かにそういった社会の1つだと思うのですけれども、目的があったときに、会長が今言われた理念はもう少し大きい理念だと思うのです。この計画で目指す将来像よりももう少し大きいので、例えば白井市の総合計画などの理念であれば、「誰もが」は「全て市民が」でも良いと私は思うのですけれども、ゴールの部分が広くなってしまうと、何をするかの部分が分かりづらくなってしまうのではないかと思うのです。例えば、この計画の中で、障がい者を支援する人、親御さんやお子さんなどの支援は今まで女性が多かったことから、こちらの計画に入りますけれども、障がい者そのものに対しての部分はこの計画の中には位置付けないです。なので、事務局としては少し広いように思っています。男女共同参画に関する法律でもそこまでは書いていないので、基本的にはそこの部分をイメージした形のほうがよろしいのではないかと思っています。

○会長

ありがとうございます。では、●●委員、お願ひします。

○●●委員

また繰り返しになるのですが、3つの基本目標の細かいことも、多様性を使わないようについてあれば、「多様な個性」などにしてはどうでしょうか。基本目標2に、「性別に関係なく活躍できる環境づくり」と仮の題が書いてあるのですけれども、その「性別に」というところを「多様な個性」などに変えるということです。先ほどと重なるのですけれども、そちらに細かく書いて、今話し合っている「次期計画の目指す姿」は、ざっくりとした短いもので、今事務局が言われたことと逆になってしまふかもしれません、どうとでも理解が広がるような短いものがいいのではないかと思います。それを詳しく、もっと何をやるのかというところで、基本目標のところに関わってくるのではないかと、頭の中でそのようにまとめました。なので、ここは短くてもいいと思います。

○会長

ありがとうございます。では、●●委員、お願ひします。

○●●委員

2点あります。1点目が、短いほうがいいということと、あと、この会議は男女共同参画の目的のもとに集まっているので、この言葉は目標とする姿には入れないほうがいいと思います。なので、例えば、「誰しも自己実現できる白井市」というように短くするほうが、イメージがつきやすいのではないかと思います。その中で具体的な策としていろいろなところに枝分かれしていけばいいのではないかと思います。

○会長

ありがとうございます。

申し訳ないですけれども、先生方、助けていただけますか。いろいろな意見が出たのですが、白井市の特徴を出すというのはとても大事なことですけれども、私たちが目指す市の男女共同参画のところにおいて、どこまで追求したらいいのかというところが分からなくなってきた部分もあるので、先生方のご意見をお聞かせ願えますか。お願ひします。

では、最初に●●委員、お願ひできますか。

○●●委員

本当に皆様方のおっしゃることはよく分かります。また、事務局がおっしゃる、あまり広げずに男女共同参画にフォーカスしてということも分かりますが、多分それは、次に議論する体系図ですか事業のところを見て、特に資料5で基本目標が大きく3つ、このようにしてはどうでしょうかという提案がありますけれども、こういったところから見ていくと、おのずと、この男女共同参画計画が何を目指すのかということがはっきりと分かるかと思います。

もう1つは、これは随分議論をいたしまして、もっと時間がかかるだろうと思います。多分ですが、今日決定しなくとも、次の回でもよろしいのではないかなど、私、会長がいろいろコーディネートしてくださる中で思いました。次の回で決めればいいのかもしれないという思いに至ったのですが、いかがでしょうか。

○会長

事務局のほうはいかがですか。

○事務局

いいと思います。

○会長

よろしいですか。では、●●委員も一言お願ひします。

○●●委員

私も●●委員と同じように、意見が集約されたこの時点で、もう一回、次回に皆さんで

話し合うのがいいのではないかと思います。

ただ、直前に●●委員がおっしゃった意見はすごくいいなと思いました。「誰もが自己実現できる白井市」というのは、資料5の、このあと枝分かれする基本目標1、2、3と整合性があります。この原案を作られた時の「男女共同参画社会の実現」というのは、別の委員がおっしゃっていたのですが、自立とか、一人ひとりが頑張ってゴールに向けてやっていくということで、そこにも「誰もが自己実現できる白井市」はすごくフィットしていて、すごくいいなと思いました。次回にまた話し合うという方向でいいと思うのですけれども、短くて分かりやすくて、しかも、次の資料5の枝分かれした基本目標とも合っていて、とてもいいなと思いました。以上です。よろしくお願ひします。

○会長

ありがとうございます。では、少し時間的な猶予を事務局からいただきました。皆様の意見をもう一度事務局のほうでまとめていただいて、次回にもう一度話し合いをさせていただきたいと思います。では、議題2につきましてはこれで終了とさせていただきます。

次に、議題3について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、議題3「既存事業の整理方法等について」の説明をいたします。資料3、4をご準備ください。資料3は「現行計画実施事業の次期計画への整理イメージ図」となります。資料4は「現行計画実施事業」となります。

まず最初に、資料3をご覧ください。現行の計画の実施事業については、133事業ありますが、前回の会議においても皆様からご意見をいただいたとおり、重複している事業等がありまして、各課へのヒアリングや聞き取りを行い、統合や継続などの整理をしたイメージ図となります。大きな分類としましては、男女平等推進行動計画に基づく事業と、それ以外の、ほかの計画に掲載されている事業の2つに分けて、さらにそれぞれの事業を3つに分類しています。左側の「他計画等掲載事業」については、男女共同参画計画以外を根拠に実施する事業となりますので、この分類にかかわらず、市としてはそのまま実施する事業となります。その数は114事業、全体で見ると85.7%の事業となります。

それでは、左側の（ア）から順番に説明いたします。（ア）のそのまま継続する事業は9事業あります。例を挙げますと、資料4のNo. 15に「性別にとらわれないキャリア教育の推進」というものがあります。こちらに関しましては、白井市教育振興基本計画に掲載されていますが、男女の計画においても重要であるため、現行計画から継続して次期男女共同参画計画に位置付けて取り組んでいく事業となります。資料3に戻ってきてくださいて、（イ）の「統合」の39事業については、現行計画実施事業を統合した上

で12の事業を次期計画として継続する事業となります。（ウ）の「位置付けせず」の66事業は、最初にご説明しましたとおり、次期男女共同参画計画では位置付けをしませんが、ほかの計画では継続して行っていく事業となりますので、あくまで男女の計画において載せないだけあって、事業を廃止するわけではありません。

次に、右の「独自事業」の19事業については、男女共同参画計画のみに位置付けられた事業です。（エ）の「そのまま継続」の3事業は、現行計画に引き続き次期計画においても継続して行っていく事業となります。続いて、（オ）の「統合」の10事業については、実施事業の内容が似ているため2事業に統合しています。具体例を申し上げますと、資料4のNo. 1～6ですが、こちらは「各センターへの男女共同参画に関する講座・講師等情報の提供と講座実施依頼」や、「各センターでの男女共同参画に関する講座の実施」など、事業内容が似ているものがあるため、6つの事業を統合し1つの事業としております。資料3に戻っていただいて、最後の（カ）の「廃止」については、市として行わない事業となります。以上の（ア）（イ）（エ）（オ）に関しましては、次期計画から初めて取り組む事業ではありません。今は載っていませんが、（キ）については、新たに追加する事業となります。

続いて、資料4をご覧ください。まず、訂正が1カ所ございます。右側の「分類」と書いてあるところに「（資料1）」とありますが、資料3です。失礼いたしました。では、説明に戻らせていただきます。現行計画の実施事業につきましては、資料3のとおり説明いたしましたが、その結果を事業ごとに一覧表としたものになります。それぞれの事業の右側に、資料3にて説明いたしました分類の結果を記載しております。また、網掛けのところは、今回、資料3の（ウ）「位置付けせず」と（カ）「廃止」の部分となっています。

説明は以上です。

○会長

ありがとうございました。こちらについてご意見、ご感想はありますか。

○●●委員

発言してもいいですか。

○会長

はい、お願ひします。

○●●委員

今、ご説明いただいて、例えば、独自事業としてこれまで実施てきて、今後統合しようとしている（オ）の区分についてご教示いただきたいのですが、例えば（オ）に区分されているNo. 1から6の事業は、それぞれ異なる担当課の皆さんで実施されている事業が1つに統合されるということですけれども、その場合、どのように運営されるのかについて、ご教示いただけますでしょうか。

○会長

お願ひします。課がそれぞれ違っているけれども、どのように運営していくのですかという意見です。

○事務局

各課にヒアリング等をして統合などをしたのですけれども、No.1～6に関しましては、市民活動支援課と生涯学習課のそれぞれがやっていく形となります。

○●●委員

ありがとうございます。その場合、統合とはどういう意味なのか、もう少し詳しく教えていただけますか。

○事務局

これは、白井市は少し特殊で、センターと言ったときに、いわゆる公民館と呼ばれるものとコミュニティーセンターというものがございます。例えば、今、白井市のセンターの事業というのは、公民館に関するものについては生涯学習課、センターに関するものは市民活動支援課ということになっていますので、同じ事業をそれぞれの部署で担当してやってくるものがございます。このうち中心になるのは、あくまでも市民活動支援課が担当となりますので、市民活動支援課の指示の下で実施するものが多くなるだろうと思います。

○●●委員

ご説明いただきありがとうございます。私の理解が正しいか、教えていただきたいのですけれども、センターと公民館が白井市にはあって、それぞれの違いについて、もう一回教えてもらっていいですか。

○事務局

ここにこだわる必要は特にはないかと思うのですけれども、同じ事業を複数の課で実施している、例えば性格が違うので複数の課が所管するということは、市の事業としてよくある話なのです。いわゆる白井市のセンターと呼ばれるものについては、例えば今の現行計画のNo. 2の事業は、生涯学習課と市民活動支援課が担当となっております。これは、生涯学習課が所管するセンターと、市民活動支援課が所管するセンターがございまして、そういうもので2つの課が同じ事業をしていることがありますので、今回統合した場合は、1つの事業を2つの所でそれぞれ実施する場合もありますし、全体的なところの頭の部分は、男女共同参画という観点の研修などになりますので、市民活動支援課が所管していくことになるだろうと思います。

○●●委員

質問を少し変えてもいいですか。そうすると、統合というのが、例えば（イ）と（オ）は統合ですけれども、どういった方針で統合されたのかということを教えていただいていいですか。例えば（イ）の上のほうのNo. 12、13、18は同じ課の中で実施す

る事業を統合されたので、何となくイメージがついたのですけれども、ほかの全体的な（イ）と（オ）の部分はどういう基準に沿って統合されたのかについて、ご教示ください。

○事務局

例えば、対象が同じもの、同じ人に対して様々な手法で情報提供しているとか、そういうものがございます。具体的には、資料3のかぎ括弧の中のものを統合しています。それで、例えばNo. 20、25については、「保育所の充実」と「学童保育所の運用」ですが、この目的は子どもを抱えて働く人の支援です。それで、その目的に基づいてそこを統合したものであったり、資料4のNo. 67、68ですけれども、白井市で独自に無料職業紹介所をつくっているのですが、そこで実施していることは、無料紹介所の活用という部分は働く人とか募集をしている企業のために実施しているものなのですが、一方で、No. 68も同じような形の事業ですので、ここを分ける必要はないのではないかということで統合しております。

○●●委員

承知しました。最後にもう1個だけ教えてください。そうすると、廃止にしたものはどういった基準の下で廃止になったのですか。例えばNo. 37の「マタニティ&ベビー向け講座の実施」などは、結構需要があって、しかも、市民の皆さんも、市役所が提供してくださることにすごく重要性と感謝されるような講座ではないかと感じますけれども、この辺りを廃止にされた基準などはありますか。

○事務局

こちらに関しましては、当課のこの男女の計画で実施しなくとも、健康課で他計画等掲載事業となるため、次期計画においては、整理することとしました。

趣旨として、（ウ）と（オ）と（カ）は大きく違います。（ウ）はこの計画に載せないだけで、市としてやらないというものではないのです。

○●●委員

失礼しました。そうですね。

○事務局

なので、今お話をいただいているのは（カ）の話だと思います。例えばNo. 16、17で、「工業団地見学ツアーの実施」、「企業経営者による講演会の実施」というところがありましたら、こちらについては、市のほかの審議会の所管する部分になりますけれども、そこにおいて、これは効果が薄いということで、これ自体、もう既に実施していないのです。実施していない事業を廃止するということになります。基本的には（カ）のものについては、もう既に実施していないものもあるのですけれども、実施しません。それ以外にものについては、市としては実施するので、あくまでもこの計画に位置付けないだけということになります。

○●●委員

載せると多くなり過ぎるからということですか。133事業というのが多過ぎたから、この男女共同参画計画に載せなくてもやっているので、わざわざ載せなくてもいいみたいな感じですか。

○事務局

そのとおりです。あと、もう1つあって、男女共同参画の視点ではできていないけれども、市としてもすごくできているという事業を、どちらで評価するかというところで、評価が分かれてしまうというのがありますので、その評価についてはシンプルにしたほうがいいという観点から、こちらはシンプルにしているものです。

○●●委員

ありがとうございました。

○会長

●●委員、よろしいですか。●●委員が言われたのは、例えばNo.38の「育児講座・保育参加への父親の参加促進」は抜けるべきではないというご意見ではないですか。

○●●委員

ごめんなさい、これはやっているけれど、男女共同参画の枠組みではないと……

○会長

(カ)は「廃止」なので、やらないことになるのではないですか。(ウ)の位置付けとは違いますよね。やらないということではないですか。

○●●委員

継続と伺いました。

○事務局

いえ、(カ)は違います。

○会長

(カ)は廃止ですよね。それでいいのかということではないですか。

○事務局

No.38に関しましては、この計画のためだけに保育課がこの事業をつくってやっていたいしている事業となります。こういったことを事業としなくとも、保育課として当然に行っていることとなります。

○会長

それは「位置付けせず」のところに入るものではないのですか。

○事務局

他計画等掲載事業ではないため、このような形で記載しております。

○会長

わざわざ保育課が男女共同参画のために一生懸命やってくれているものを、もうしなく

ていいということになるのですか。

○事務局

あと、昔に比べて保育の参加について、父親の参加も増えているので、除いた形になります。No. 38については、今の説明では分からぬと思いますので、保育課に確認をした上で、改めて説明します。

すみません、それ以外のものでご質問等がありましたらお願いできればと思います。

○会長

では、ほか、お願いします。では、●●委員。

○●●委員

(イ) と (オ) が、統合されて次期計画では1事業ということになっていると思うのですけれども、これは (キ) の新規の1事業のことですか。

○事務局

違います。これは133事業には含まれていない、本当に新たに始める事業です。

○●●委員

その新たな事業というのは、ここには書いてないのですか。

○事務局

ここには記載されていません。今度説明していくところでそれが出てきます。

○●●委員

分かりました。

○会長

多分、資料6で出てくると思います。

ほか、どなたか、ご意見はありませんか。では、●●委員、お願ひいたします。

○●●委員

確認ですが、No. 20の「保育所等の充実」とNo. 25の「学童保育所の運用」は、資料4では (ア) となっているのですが、資料3ではNo. 20、25は (イ) の区分に入っています。これはどちらが正しいのでしょうか。

○事務局

(イ) が正しいので、修正させていただきます。

○●●委員

では、資料4のほうが (イ) となるということですね。

○事務局

はい。

○●●委員

ありがとうございます。

○会長

ご指摘ありがとうございます。今の説明は、No. 20と25は（ア）ではなく（イ）にするということです。

ほか、何かございますか。この点につきましては、よろしいでしょうか。まとめるものはまとめる。もう実施しないと決めたものが6事業あります。あとは、男女共同参画とは違うところできちっと実施するというのが（ウ）のところですね。

○事務局

No. 38については、どのように処理したかを、改めて報告書か何かで皆様にお出ししたいと思います。

○会長

はい、ではお願いいいたします。ほか、資料3、4につきまして、よろしいですか。

○●●委員

すみません、よろしいでしょうか。

○会長

はい。●●委員、お願いいいたします。

○●●委員

今、資料3のところを見てきていますけれども、この133事業が、上の表にありますように、62事業プラス新規が1事業で、合計63事業になるということでよろしいですね。これは、資料4にありますこの全ての事業を62事業にまとめていくということでしょうか。足し算を間違えていますか。足し算すると62事業だと思います。

○事務局

継続していく事業としては、（ア）と（イ）と（エ）と（オ）と、新たに1事業です。この（キ）を含めた事業になります。（イ）が12事業、（ア）が9事業、（エ）が3事業で、（オ）が2事業、（キ）が1事業、この合計になります。

○●●委員

（ウ）の「位置付けせず」の66事業は、もう除外ということですか。それとも、ここの中に含めるのですか。

○事務局

含めません。次期計画では継続しないものの、ほかの計画として継続していくものになりますので、次期計画ではこちらの66事業と廃止の6事業は載せない形になります。

○会長

これから審議するのは、数がとても少なくなるということですね。

○●●委員

そうしますと、133事業から72事業を引いた分が、次の新しい計画の中の事業として出てくるということでござりますか。

○事務局

そうです。統合などをするのでトータルの数は変わりますが、継続していくものとしては上の部分になります。

○会長

資料6の27事業が、次期からの事業数になるのですね。事務局、そうですよね。

○事務局

資料6が統合や整理、または新規に追加した事業の一覧表となります。このあと皆様に、事業の関係で、こういうものをやったほうがいいのではないかというご提案をいただくので、この数とは限りません。もう少し増えるだろうと思っています。

○会長

でも、新規事業というのは、No. 24のところを事務局としては考えてくださっているのですね。

○事務局

こちらについては、生活困窮者に関する法律の部分を位置付けとして加えましたので、この部分がないといけないということで、1つ入れております。

○会長

事務局としては一応27事業を考えていて、我々がもっと懇願すれば増える可能性も十分にあるという理解でよろしいですね。

○事務局

増やしたいと思っています。

○会長

増やしていいのですね。

○事務局

はい。ただ、きちんと整備されたものという形になりますけれども、この趣旨に沿ったものであれば、これだけでは私たち職員がやっているだけですので、わざわざこういうものをやっている意味がありませんので、そこについては、趣旨に沿ったものであれば追加したほうがいいのではないかと思っています。

○会長

ありがとうございます。では、この資料3、4については、統合した形のところで、とりあえず皆さんの中でご理解と納得をしていただきましたでしょうか。ここは統合しないほうがいいのではないかなど思われている方があれば、ご意見をお願いします。大丈夫ですか。

では、議題4の説明をお願いします。

○事務局

では、資料5をご準備ください。こちらは説明が少し長くなりますので、ご了承いただ

ければと思います。それでは、議題4「施策の体系図（案）について」の説明をいたします。

本議題は、3つの基本目標の内容と体系図について、皆様に議論をいただくものになります。こちらは、各課とのヒアリングや聞き取り、各種会議にていただいたご意見などを基に、事務局にて検討し作成した体系図（案）です。現行の体系図よりも事業数などが少なくなっているように感じられますが、市としては事業を廃止したわけではございません。議題3でもご説明いたしましたが、各課の計画などでは事業として実施されていることから、あえて男女の計画に掲載しない事業や似たような事業については統合を行った結果、このような体系図となっています。

まず、左の2つ目の「基本目標」の分類ですが、こちらは本計画に内包する女性活躍推進法等のそれぞれの法律に基づく計画ごとに、基本目標を3つに分類しています。基本目標については、先ほどと同様に、原則として法律の趣旨や現行計画の基本目標を踏襲した形の案として、皆様にお示ししています。

説明の順番が前後するのですが、基本目標2の「性別に関係なく活躍できる環境づくり」という案については、女性活躍推進法に基づく女性活躍推進計画の部分に関するもので、これを基本目標2としています。また、DV防止法に基づくDV防止基本計画、及び、困難女性支援法に基づく困難女性支援計画の部分を基本目標3に、そして、基本目標1には関連法に基づくものではなく、男女共同参画社会を推進していく上で重要となる、人権に関するものを位置付けています。一番下の項目につきましては、市が職員を雇用する事業所として、職員に対して取り組むものを掲載しています。

次に、右側の「施策項目」を説明いたします。施策の項目の検討にあたっては、国や県、そして、法律が求める事柄について、ヒアリングやアンケート調査結果、社会情勢を踏まえて、議題1として、今後の方向性をお示ししたところですが、この方向性を基に施策の項目として決定したものです。それぞれの施策の項目について、概要を説明いたします。

基本目標1、（1）「市民に向けた意識の啓発」についてですが、市民向けアンケート調査の結果によると、男女共同参画に関する意識については、職場、社会通念、政治の場全体において、男性優遇評価と感じている人が多いなどの現状があります。現在も情報発信や講座等の実施はしているのですが、男女共同参画に関する意識を浸透させるためには非常に時間がかかるため、地道に取り組む必要性があります。このことから、引き続き継続して長い視点で啓発が必要であるため、施策としています。

（2）「人権の尊重」については、男女共同参画基本法のみならず、日本国憲法においても人権の尊重は最も大切な理念の1つであり、意識の啓発と同様に、継続して本計画でも継続して取り組む必要性があることから、施策としています。

（3）「安心して生活できる防災体制の整備」に関しましては、国や県における男女共

同参画の重点的な施策であり、また、市民向けアンケート調査結果においても、性別や乳幼児等に配慮した避難所機能の確保や、避難所開設マニュアルの支援、充実へのニーズが特に高い結果になっていることから、施策としています。

(4) 「多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実」についても、アンケート調査結果では、学校教育の中で男女平等の意識を深めるためには、男性・女性が共に身の回りのことが自分でできるよう学べる機会を設けることや、相手へのいたわりや理解が増すような性教育をすることなどが、学校教育において特に必要であると感じている人が多く、継続して教育現場において男女共同参画の推進を図る必要性があることから、施策項目としています。

次に、基本目標2について説明いたします。こちらは、一括してご説明させていただきます。(1)「ワーク・ライフ・バランスの推進」、(2)「働く場における男女共同参画の推進」、(3)「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」の3つに関しましては、女性活躍推進法に基づく事業としています。女性活躍推進法では、女性の職業生活における活躍の推進、職業生活や家庭生活の両立、本人の意思尊重を基本原則として定められていますが、課題解決が発展途上であるため、国は女性活躍推進法の有効期限を令和18年度まで10年延長しています。市においても、現行計画で女性活躍推進法に基づく事業に取り組んでいますが、アンケート調査結果報告書において、ワーク・ライフ・バランスがうまくとれていると思うかという問い合わせについて、一般市民調査、市内在勤者調査ともに、全体では「ややとれている」が最も高いものの、一方で、「あまりとれていない」という意見もあり、課題となっています。このことから、市としても継続して改善を図っていく必要性があることから、位置付けをしております。

基本目標3の(1)「DV・暴力・虐待等の防止に向けた意識啓発と情報発信」については、アンケート調査結果では、「DVをされたとこもしたこともない」という回答が最も多いものの、一定の割合で「DVをされたこともある」という回答がありました。また、その際に、「誰にも相談していない」という回答が高くなっているとともに、「DVは被害者が悪い」とするDVを肯定する意見は少なからずまだ見受けられています。そのために、被害防止に向けた意識啓発や情報発信について、引き続き適切に周知を図る必要があります。それぞれの状況に応じた必要な支援を切れ目なく受けることができるよう、相談支援や各種関係機関との連携が重要となってくることから、位置付けをしております。

(2)「困難な問題を抱える人への支援」については、令和6年4月に新たに施行された、困難女性支援法に基づくものになります。困難を抱える人の課題は、経済的困窮をはじめ病気や住まいの不安定さ、家庭の課題、メンタルヘルスなどの多岐にわたります。そのような複合的な課題を抱える人のために、包括的に支援が実施できるように相談支援体制をつくり、自立に向けた様々な支援を行うことが重要となるために、位置付けを

したものになります。

次に、「具体的な施策」と「事業」について説明いたします。一番右側の「事業」については、今後実施する事業として位置付けをしています。施策項目と事業の間にある「具体的な施策」については、施策項目だけでは何をするのかが少し分かりにくいために、具体的に何をするかを分かりやすくするために、より具体的な施策として位置付けをしています。例えば、基本目標2の施策（1）の「ワーク・ライフ・バランスの推進」では、「① 安心して働くための環境づくりに向けた取組」と「② ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた事業主への働きかけ」というように記載することで、より具体的にどのようなことを行うかを分かりやすく示しています。

説明が長くなっていますが、今回お願いしたいことといたしましては、全体を見ていただいて、また、事前にもお願いしておりましたが、3の基本目標について、案を含めまして皆様で何か良いご提案がありましたら、ご提案いただいて決定したいと考えております。よろしくお願ひいたします。

説明は以上です。

○会長

ありがとうございました。では、具体的に基本目標の1、2、3についてご意見がある方、どうぞ挙手をお願いします。

皆さん、これでいいのではないかと思っていらっしゃいますか。●●委員、お願いいたします。

○●●委員

自分で読んできたことと今日の流れで違うところが幾つかあります。近くないところで申し上げると、例えば基本目標2のところについて、言葉を合わせるという意味で、この「性別に関係なく」というのは、少し強めの言葉にとれました。「事業」のところの基本目標1の一番下で「性別にとらわれない」という言葉を使っているので、ここも「とらわれず」などとしたほうがよろしいのではないかと思いました。もう1つの理由としては、「関係なく」というと現在形という感じがします。「とらわれず」であれば、過去の因習や固定観念などにとらわれずというような意味合いが出てくるのではないかというイメージからです。これは、資料1の30ページのワークショップのところで、ご意見の中に、「上の世代から引き継がれている」ということがありましたので、そういうものを払拭する意味で、キャリア教育の推進と同じく、「とらわれず」というような言葉のほうがすっきりするように思いました。

それから、基本目標3のところで、前の議論でも出たのですが、ここは非常に具体的で、「施策項目」とか「具体的な施策」も割と限定的というか、絞り込まれた方たちに対する支援や情報発信になっているように思いましたので、ここは「誰もが」という言葉では、例えば経済的に安定しているとか、特に困難は抱えてないという方にはあまり響か

ないので、「誰もが」という言葉ではないほうがいいのではないかと思いました。ただ、「悩みや困難を抱える人」とすると言葉が長くなるので、何か「誰もが」以外でいい言葉があると、もう少し分かりやすいのではないかと感じていました。以上です。

○会長

ありがとうございます。基本目標3のところの言葉について、では、●●委員、お願ひいたします。

○●●委員

私も「誰もが」というところについて、今、●●委員と同じように考えて、「誰一人置いていかない」というような言い方はどうかと考えていました。

○会長

ありがとうございます。では、●●委員。

○●●委員

「弱者」はどうでしょうか。

○会長

弱者と言わると、自分が弱者というマイナスイメージがあるような気がするのですが、いかがですか。

先ほど、基本目標2のところで、「性別にとらわれず活躍できる環境づくり」というご提案がありました。まず、こちらについて、皆さんのご意見をお伺いしたいと思います。最初の「性別に関係なく活躍できる環境づくり」と、どちらがいいかという選択でよろしいでしょうか。

では、2つのうちのどちらかで、まず、このままでいいという方、挙手をお願いします。では、先ほど言われたように変えて、「性別にとらわれず活躍できる環境づくり」にしたほうがいいと思われる方、挙手をお願いします。

ありがとうございます。では、そちらの意見を採用したいと思います。

その次です。基本目標3ですけれども、「誰もが安心して暮らせる環境づくり」を「誰一人置いていかない環境づくり」と、「弱者が安心できる」ですか。

○●●委員

すみません、「困っている人」というのはどうですか。

○会長

「困っている人が安心して暮らせる環境づくり」。この3つで、もう一度挙手でよろしいですか。

まず、このままでいいという方、挙手をお願いします。6票です。

次に、「誰一人置いていかない、安心してくらせる環境づくり」がいいという人、手を挙げてください。こちらは5票です。

では、「困っている人が安心して暮らせる環境づくり」にしたいという人。1票です。

私、挙げるのを忘れましたので、最初のものに入れてください。ということで、これは変更なしの、「誰もが安心して暮らせる環境づくり」のままで採用したいと思います。よろしいですか。

では、基本目標2だけ変えるということにしたいと思います。

では、議題5についてお願ひします。

○事務局

すいません。基本目標1は変更なしでいいですか。

○会長

失礼しました。では基本目標1についてご意見はありませんか。

○●●委員

基本目標1ですけれども、誰もがその人らしさを「尊重できる」ではなくて、「表現できる」がいいのではないかと思ったのですが、いかがですか。

○会長

今、基本目標1について、「誰もがその人らしさを表現できる環境づくり」でよろしいですか。

○●●委員

はい。

○会長

という案が出ました。ほかにご意見はございますか。

では、これももう一度挙手をお願いします。このまま「誰もがその人らしさを尊重できる環境づくり」がよろしいかと思う人、挙手をお願いします。8票ですね。

では、変えたほうがいいということで、「誰もがその人らしさを表現できる環境づくり」がいいと思う人、挙手をお願いします。5票です。

では、こちらも数の多いほうということで、そのままという形で、こちらの意見として提出させていただきます。

あと、「具体的な施策」、「事業」については、ご意見は大丈夫ですか。

では、資料6で今度は具体的に、先ほど話がありましたけれども、プラスしてもいいということですので、しっかり話を聞きまして、もし足りない部分があつたらこちらのほうで提案したいと思いますので、またご意見をよろしくお願いします。まず、説明をお願いします。

○事務局

では、資料6をご覧ください。こちらは、先ほど議題4で説明いたしました体系図の事業について、具体的にどのような取組を行うかを各課と相談の上に記載した一覧となります。こちらに関しましても、ご依頼いたしましたとおり、新たに追加すべき事業やその取組について提案がありましたら、ご提案をいただきたいと考えております。また、

全体的に見ていただいて、修正等が必要な箇所がありましたら、その際にもご意見をいただけたらと思っております。よろしくお願ひいたします。
説明は以上です。

○会長

ありがとうございます。皆さんのお意見をたくさん寄せていただきたいと思っております。
何かお意見がある方、ぜひとも挙手でお願いいたします。

○●●委員

事業の追加ではないのですけれども、No. 2の「男女共同参画や人権意識に関する情報発信」の中に、各世代間の環境認識というか、時代で言うと昭和、平成、令和の生まれで、それぞれ時代背景や育ってきた環境が違うので、平成生まれの人は昭和の人たちがどのような環境で育ったのか、逆に、昭和の人には平成と令和の人たちの考え方について説明をしてあげたら、この世代というか、昭和、平成、令和の生まれの人たちはこういう環境で育ってきたのだなということが認識できると思うので、そういうことをお互いが知る機会があると思いました。

○会長

要は、育ってきた時代背景をそれぞれの年代の方が理解するような講座が欲しいということですか。

○●●委員

講座というか、資料でもいいと思います。講座では参加する人しか分からないので。

○会長

どちらかというと、今で言うと、古い世代の方々がいつまでもそういう考え方を持って子どもたちやお孫さんたちに強いると今の世の中は生きづらいから、少し考え方を改めるというか、新しい考え方を入れていただきたいというのが、今の形ではないかと思うのですけれども。

○事務局

お答えします。先ほどのご意見ですけれども、各世代間の考え方などについては、具体的な事業の内容の中で検討させていただきこうと思っています。ここではあくまで「新規事業」について、検討していただけたらと思います。各世代の考え方などについては、具体的にどのようなことを行うかという時に考えさせていただきこうと思っています。大丈夫でしょうか。

○●●委員

はい。

○会長

ほかにございませんか。そぎ取った分、もう少し付け加えたいということで、意見をお願いします。●●委員、お願いします。

○●●委員

現行事業というか、前の事業でも出てこなかつたように思うのですが、民生委員・児童委員さんのがなかなか出てこないのか、なかつたのかというところの確認で発言をしたのですけれども、資料6で言うと、No. 19の「自治組織との連携・支援」が少し近いイメージがあります。地域で様々なご家庭とか、地域の広く共通するような問題や課題の情報収集をされている立ち位置でもあろうかと思いますので、どこかに、例えばNo. 19の「自治組織」の中に含めるか、担当課として社会福祉課も絡んでくるのではないかと思うのですが、民生委員・児童委員のもともとある福祉の伝統的なところが何か入ればいいなと思っていました。そのところの意見です。

○事務局

ご意見、ありがとうございます。検討させていただきます。

○会長

ありがとうございます。ほかに、追加したほうがいいと思われることはありますか。

○●●委員

あとは、白井市に住んでいる高齢者が生き生きと活躍している企業やコミュニティなど、生き生きしている、すごく良い前向きなところを、若者たちに目標をもってもらいたいから、そういう活躍している場がどこかあれば、それを共有すれば、前向きに若者が生活できると思うので、白井市内で活発に活動している企業など、そういうものを紹介する事業というか……

○会長

要は、自分たちがリタイア後も生き生きと暮らせる、そういう実例を紹介してほしいということでおろしいですか。そういう機会はありますか。

○事務局

調べて次回、お知らせするような形でよろしいですか。

○会長

では、●●委員、お願いします。

○●●委員

今の意見につながるかもしれません、これを全体的に見たときに、高齢者が3分の1、30%以上になって、これからどんどん進んでいくときに、例えば介護の問題であり、ワーク・ライフ・バランスの推進のところには、離職防止、両立支援のようなことが入ってくると思うのですけれども、今後もっと増えるのは、老老介護のようなところが増えていくのではないかということを感じたのと、あと、今おっしゃったことにつながると思うのですけれども、高齢女性の生きがいというか、ウェルビーイングの問題もこの男女共同参画の中で取り組んでいく1つの項目ではないかと思っています。高齢の女性の方がひとり暮らしになって引きこもってしまったりとか、あるいは、私のマンシ

ヨンもそうなのですが、80代半ばくらいのご夫婦になって、どちらかが認知症になつたりすると、家の中で2人きりになって行き詰まってしまうとか、そういう問題も、もしかしたら高齢者福祉課の問題なのかもしれません、高齢の女性が1人になっても、介護をしても、生き生きと暮らせるようなというような項目がどこにも入っていなければ、どこかに入るといいと感じました。

○会長

具体的には高齢者福祉課のほうに所属する話ではないかとは思うのですけれども、ただ、それぞれが生きやすい世の中という面で見ると、男女共同参画の中にも含まれる事業であるので、相談して、入るところは入れていただけるとありがたいと思います。

○事務局

ありがとうございます。検討します。

○会長

私から1つ。これから時代、情報化社会でこれからはネットの共有が当たり前のようにになってくると思っています。小学校の子どもたちも自分用のパソコンを持ち、授業でも活用しているくらいなので、私も含めてなのですけれども、高齢者はなかなかそこについていけないものの、もう世の中の流れがそういうふうになっているので、例えば、ネットの情報が本当に正しいかどうかというリテラシーの問題や、ネットをうまく利用してもっと情報を拡散させてみんなに分かってもらうというような事業も、これからは取り入れていくべきではないかと思っているのですが、どう思いますか。

○事務局

検討させていただきます。

○会長

ありがとうございます。ほか、ありませんでしょうか。

では、これについても、もしよろしければ今日で終わりではなく、締め切りをいただいて、皆さんでまた思い付かれたことがあつたら事務局へという形をとらせてもらつてもよろしいでしょうか。

○事務局

はい。この場ではなかなか出づらいと思いますので、事務局までいただければ、事務局のほうで検討して、皆様に諮りたいと思っています。ただ、次の会議までというわけにはいかないので、締め切りをいつまでという形にして、ラフ案でこんな事業というような形でいただけだと分かりやすいかと思います。先ほどの「民生委員を加えたほうがいいのではないか」などであれば比較的分かりやすいですが、事業についてはメールでのやりとりになると思いますので、共通点がうまく見いだせない場合は電話やメールで何往復かさせていただいてブラッシュアップしたいと思いますので、よろしくお願ひします。次回会議では決定したいと思っていますので、よろしくお願ひします。

○会長

分かりました。では、これについては、締め切りだけ事務局のほうで指定していただけますか。

○事務局

次の庁内会議が来週の17日にございますので、できれば今週の金曜日を目安にそういったご意見をいただければ、ありがとうございます。

○会長

では、猶予を少しいただきましたので、意見がある方は今週の金曜日までにぜひともお願いいたします。

続いて、3 その他に入らせていただきます。

○事務局

3 その他は、次回会議の日程についてです。会議の日程は12月10日水曜日の18時30分から、今回と同じ会場で開催しますので、よろしくお願いします。以上です。

○会長

よろしいですか。では、以上をもちまして今日の議題は終わらせていただきたいと思います。宿題がまた2つくらい出ましたので、皆様、まず金曜日までと、それから、次回の会議までにもう1つの最初の課題を、もう一度検討していただけると助かります。

では、これで閉会といたします。ありがとうございました。